

生活保護のしおり



■ も く じ ■

| | | |
|----|--------------------|---|
| 1 | 生活保護制度の目的 | 1 |
| 2 | 生活保護の原則 | 1 |
| 3 | 生活保護を受けるには | 1 |
| 4 | 生活保護申請の手続きは | 2 |
| 5 | 生活保護はこんなとき受けられます | 2 |
| 6 | 生活保護の種類は | 3 |
| 7 | 生活保護受給中に減額・免除されるもの | 3 |
| 8 | 権利として保障されること | 3 |
| 9 | 生活保護費の支払い | 4 |
| 10 | 生活保護受給中に守っていただくこと | 4 |
| 11 | 生活保護費の返還 | 5 |
| 12 | 病院にかかるときは | 5 |
| 13 | 介護を受けるときは | 6 |
| 14 | 相談機関 | 6 |

1 生活保護制度の目的

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

2 生活保護の原則

(1) 申請保護の原則

生活保護は、急迫の場合を除き、本人及びその扶養義務者等の申請により開始されます。

(2) 基準及び程度の原則

生活保護の実施は、国の定める基準により計算した、要保護者が必要とする生活保護基準額に対し、その方の金品で満たすことのできない不足分を補う程度で行うものとされています。

(3) 必要即応の原則

生活保護は、年齢・世帯構成・所在地・健康状態などを考慮して、必要な保護を有効かつ適切に行われます。

(4) 世帯単位の原則

生活保護は、同居している世帯を単位として行います。また住民登録地で決定しているものではなく、生活の拠点で判断して行われます。

3 生活保護を受けるには

生活保護は、あなたの世帯のすべての方が生活を支えるためにあらゆる努力をし、それでもなお生活ができないとき、生活保護基準額に不足する分を扶助するものであるため、次のような資産・能力・扶養その他の制度など、利用できるものはすべて活用することが必要となります。

(1) 資産の活用について

- ① 保有する現金や預貯金は活用してください。
- ② 自動車の保有は、原則として認められません。
- ③ 生命保険への加入は、原則として認められません。
- ④ 貴金属、証券、債券、株券などの保有は認められません。
- ⑤ 遊休資産（使用していない土地・耕作していない田畑など）は、早急に売却するよう努力してください。

※ただし、一定の条件により保有が認められる場合もあります。

(2) 稼働能力の活用について

あなたやあなたの家族（15歳から64歳）で、働ける人は能力に応じて働いてください。

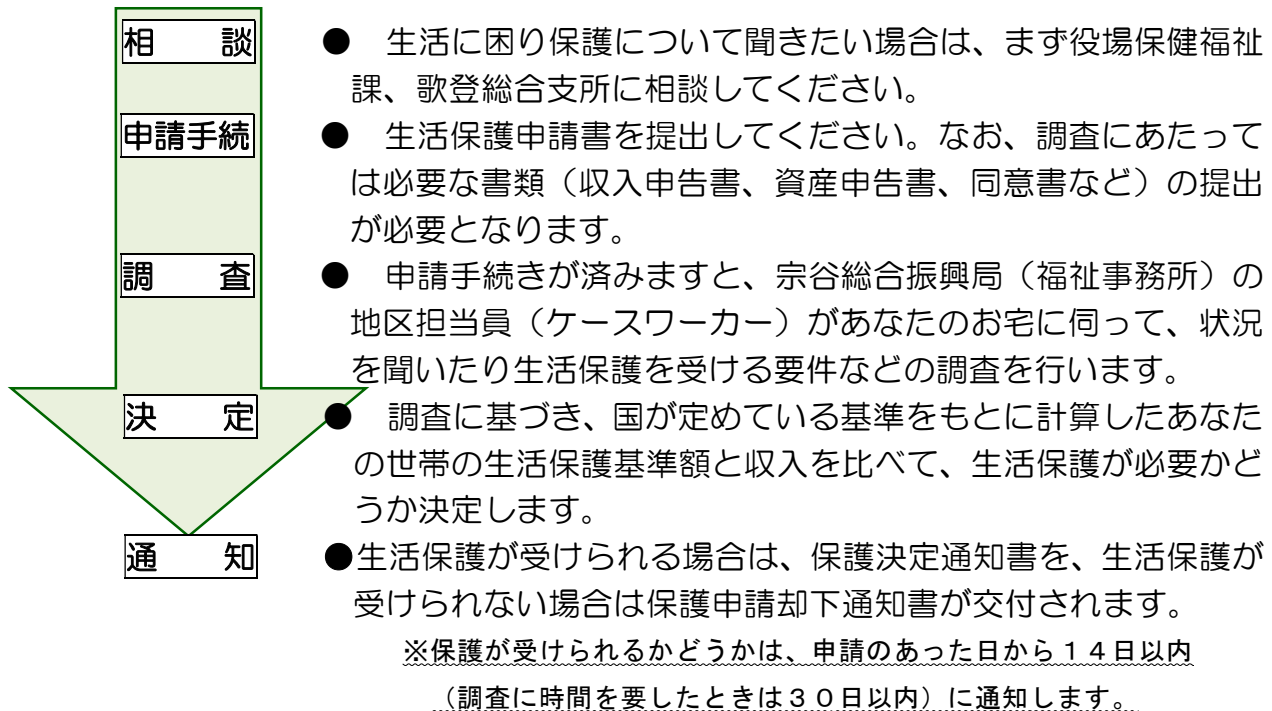
(3) 扶養義務者の援助の活用について

夫婦、親子、兄弟姉妹などから、できる限りの援助を受けてください。

(4) 他法他施策の活用について

各種年金、雇用保険、健康保険、児童扶養手当、介護保険サービス、障がい福祉サービスなど、他の法律や制度による給付等を活用してください。

4 生活保護申請の手続きは



生活保護が開始になった場合は、宗谷総合振興局（福祉事務所）のケースワーカーが定期的に家庭訪問を行い、相談に応じるとともに、保護費を生活の変化に応じて適正に決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。

5 生活保護はこんなとき受けられます

生活保護費は、国が定めている生活保護基準（最低生活費）と、あなたの世帯のあらゆる収入とを比べて、その不足分を保護費として支給されます。

(1) 最低生活費とは

食事、衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費や給食費、介護費、医療費、出産費用、生業のための費用、葬祭費用などのうち必要なものを合計したものです。

(2) 収入とは

あなたの世帯のすべての収入（給料、恩給、年金、仕送り、財産収入、預貯金、保険給付金、不動産売却収入等）、世帯のすべての収入を含みます。

■保護が受けられる場合

| 生活保護基準額 | |
|---------|-----|
| 世帯収入 | 保護費 |

※生活保護基準額を収入が下回るため、不足分の保護が受けられます。

■保護が受けられない場合

| 生活保護基準額 | |
|---------|-----|
| 世帯収入 | 超過額 |

※生活保護基準額を収入が上回るため、保護の対象となりません。

6 生活保護の種類は

生活保護には、次の8つの扶助があり、世帯の生活の必要に応じて支給されます。

- ① 生活扶助 …… 食費、衣服費、光熱水費など日常生活に必要な費用
- ② 住宅扶助 …… 借家の敷金、家賃、地代などにかかる費用
- ③ 教育扶助 …… 学級費、給食費、義務教育に必要な学用品などの費用
- ④ 介護扶助 …… 介護が必要とされ、介護サービスを受ける費用
- ⑤ 医療扶助 …… 病気、けがの治療のために病院でかかる費用
- ⑥ 出産扶助 …… 出産のための費用
- ⑦ 生業扶助 …… 高校就学の学用品、技術取得など就職に必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 …… 葬儀の費用

※この他に、一定の条件により臨時で支給されるものもあります。

7 生活保護受給中に減額・免除されるもの

生活保護受給中は、申請によって減額または免除を受けることができます。

- ◆ NHK放送受信料
- ◆ 道町民税等
- ◆ 国民年金保険料
- ◆ 高校授業料
- ◆ 保育料
- ◆ 住民票・戸籍謄本等の交付手数料 など

※受給されている扶助の種類によって、減額・免除されない場合もあります。

8 権利として保障されること

保護を受けている人には、次の権利があります。

(1) 不利益変更の禁止

正当な理由がないのに、既に決定された保護を廃止されたり、減額されたりすることはありません。

(2) 公課禁止

保護費など生活保護のため支給された金品には、租税その他の公課を課せられたりすることはありません。

(3) 差押禁止

保護費など生活保護のため支給された金品、または保護を受ける権利は、差し押さえされることはありません。

9 生活保護費の支払い

生活保護費の支給は、原則として、毎月1日までにその月分をあなたの預金口座に振り込むか、役場保健福祉課、歌登総合支所の窓口で直接お渡しします。

なお、生活保護は、その全部を金銭で支給するものではありません。

介護費や医療費など保護の種類によっては、宗谷総合振興局（福祉事務所）があなたに代わって直接関係機関に支払うものもあります。

10 生活保護受給中に守っていただくこと

(1) 譲渡禁止

保護を受ける権利を他人に譲りわたすことはできません。

(2) 生活向上の義務

働ける人は能力に応じて働き、計画的な生活をするなど、生活の維持、向上に努力してください。

(3) 届出の義務

次のような場合は、すぐにケースワーカーまたは役場保健福祉課、歌登総合支所に届け出てください。

- ① 収入に増減があったとき。（賞与、保険金、資産の売却、仕送りなどの臨時収入も含まれます。）
- ② 家族の誰かが、働くようになったとき。
- ③ 仕事の変更をしたり、仕事を辞めるとき。
- ④ 家族の人に変わったことがあったとき。（出生、死亡、転入、転出、入学、退学、休学、転校、卒業、交通事故、家出、結婚など）
- ⑤ 介護サービスを受けたいとき。
- ⑥ 入院をしたり、退院をしたとき。
- ⑦ 家賃や地代が変わったとき、転居をするとき。
- ⑧ 自分の力で生活できる見とおしがついたとき。
- ⑨ その他、生活の状態が変わったとき。

(4) 指導等に従う義務

あなたの生活の状況を正確に知り、正しい保護をするため、必要な指導、指示をすることがありますが、正当な理由がなく従わないときは、やむを得ず生

活保護の変更、停止、廃止をすることがあります。

1 1 生活保護費の返還

(1) 生活保護費の返還

生活保護費は、原則、毎月1日に前渡しするものです。こんなときは生活保護費を返還していただきます。

- ① 資力がありながら窮迫な状態で保護を受けたとき。
- ② 保有を認められない資産を売却したとき。
- ③ 生命保険の解約返戻金や保険金（満期・特約）・給付金を受取ったとき。
- ④ 各種の年金・手当をさかのぼって受取ったとき。
- ⑤ 交通事故などの示談金・補償金などを受取ったとき。

(2) 不正受給の費用徴収と罰則

収入や家族などのことについて、虚偽の届け出をして、不正に生活保護費を受けたときは、その分を返していただきます。

また、その金品を徴収されるだけでなく、法律により罰せられることがあります。

～決定事項に不服があるときは～

保護の決定に疑問があるときは、宗谷総合振興局（福祉事務所）に申し出て説明を受けてください。

説明を受けた結果、納得できないときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて60日以内に北海道知事に対して、不服の申し立てをすることができます。

1 2 病院にかかるときは

(1) 病院で治療を受けるときは

- ① 病院に行く前に、役場保健福祉課、歌登総合支所で手続き（印鑑必要）をしてください。診療依頼書をお渡ししますので、病院に提出し治療を受けてください。
- ② 緊急やむを得ないとき（急病、夜間、休日など）は、受診後すみやかに役場保健福祉課、歌登総合支所に連絡してください。
- ③ 交通事故など他人からの加害や労災事故などで治療を受けるときは、事前に役場保健福祉課、歌登総合支所に連絡してください。
- ④ 「柔道整復（接骨院）・はり・灸・マッサージ」の治療を受けるときは、事前に役場保健福祉課、歌登総合支所に連絡してください。
- ⑤ 「めがね・コルセット」ほか治療に要するものが必要なときにも、買う前に役場保健福祉課、歌登総合支所に連絡してください。

- 国民健康保険は、使用できませんので役場へ保険証をお返してください。
- 社会保険（会社などで出している保険証）のある方は、保護を受けていても保険証が使えますので、事前にケースワーカーに連絡してください。
- 指定されていない病院で治療を受けたときは、医療費の実費を支払わなければならないことがあります。
- 同じ病気で2ヶ所以上の病院で治療を受けることは、原則として認められません。
- 道外の病院で治療を受けることは、特別の理由がなければ認められません。
- 小・中学校の歯・眼・耳などの一部の治療は、学校保健法が適用される場合がありますので、学校へ確認してください。

13 介護を受けるときは

65歳以上の高齢者、または40歳以上65歳未満の人で「脳血管疾患」など特定疾病が原因で、自力で生活を維持することが困難なときに介護保険サービスを利用することができますので、ケースワーカーにご相談してください。

14 相談機関

あなたの世帯が自分たちで生活を支えていくためにはどうすればよいか、一緒に考えていくのがケースワーカーの仕事です。秘密は守りますので、困ったことやわからないことなどがある場合は、下記まで連絡してください。

また、地域の民生委員にもご相談ください。

●お問い合わせ●

| | | | |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| ◆担当福祉事務所 （宗谷管内の町村担当） | | | |
| 宗谷総合振興局 | | 社会福祉課保護係 | ☎0162-33-2982 |
| ◇相談窓口 | | | |
| （枝幸地区） | 保健福祉課 | 福祉介護グループ | ☎62-1337 |
| （歌登地区） | 歌登総合支所 | 総務住民グループ | ☎68-2113 |
| ◇その他の窓口 | | | |
| | 枝幸町社会福祉協議会 | | ☎62-2601 |
| | 枝幸町社会福祉協議会歌登支所 | | ☎68-3717 |
| | 自立生活支援センター枝幸事務所 | | ☎62-2626 |